

最新トピックス

◆ 特許法の改正（2007年施行予定）

分割制度の拡充（特許査定・拒絶査定の本送後30日間に願書の分割が可能）。補正制度の見直し（最初の拒絶理由を受けた後は、審査の対象を技術的特徴の異なる別発明に変更することを制限する）。日本語翻訳文の提出期限の延長（最初に外国語で日本に出願した場合に、追って提出すべき日本語翻訳文の提出期限を延長する。2ヶ月以内⇒1年2ヶ月以内）

◆ 意匠法の改正（2007年施行予定）

権利期間の延長（意匠権の存続期間を延長する。登録から15年⇒20年）。画面デザインの保護の拡充（情報家電等の操作画面のデザインの保護対象を拡大する。）。意匠の類似の範囲の明確化（意匠の類否判断は需要者の視覚による美感に基づいて行うことを明確化する。）。部分意匠・関連意匠の保護の拡充（部分意匠や関連意匠の出願期限を延長する。出願と同日のみ⇒公報発行の前日まで可能に）。秘密意匠の保護の拡充（秘密意匠の請求可能時期の追加を行う。出願と同時のみ⇒登録料納付時も可能に）。新規性喪失の例外の適用規定の見直し（公知となった自らの意匠によって、出願した意匠が新規でないといわれないための証明書類の提出期限を延長する。出願から14日以内⇒30日以内）

◆ 商標法の改正（2007年施行予定）

小売業等の商標の保護の拡充（小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的調和のため、役務商標として保護する制度を導入する。）。団体商標の主体の追加（団体商標の主体を見直し、広く団体も主体となることを可能とする。）

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

最新トピックス

◆ 携帯インターネットの関連特許出願は韓国が最多

携帯インターネットの基幹技術となる無線リンク制御、多重接続、双方向技術などが米国、日本、欧州に比べ強く、特に直交周波数分割多重接続技術は日米欧で出願されている特許のうち、サムスン電子や韓国電子通信研究院などが出願したものが51%を占めており競争力を確保している。

◆ Google、「ググる」の使用に違和感表明

Google社は、最近若者の間で使用されている「ググる」(~をGoogleで検索する、という意味の動詞)の言葉について、嚴重に取り締まる意向を明らかにした。このような言い回しは、同社のブランドを傷つける恐れがあるという。真意は不明であるが、同社は検索以外の事業も展開しているため、「検索」=「Google」のイメージとなるのが問題かもしれない。しかしながら、一般の人々が普通の会話や文章で使用されることを阻止するのは難しいであろう。

◆ 中国：「ジダンの頭突き」(モチーフ化)が商標登録

サッカーワールドカップ(W杯)ドイツ大会・決勝で、フランスのジダン選手がイタリアのマテラッツィ選手に頭突きをした場面をモチーフにしたデザインを中国人ビジネスマンが商標登録した。既にビールメーカーから商標権転売の引き合いが来ているらしい。

その商標はインターネット上で売りに出しているが「事件の衝撃とジダン選手の知名度を考えると、100万元(1438万円に相当)でも安いくらいだ」とコメントしている。

商標には両選手の輪郭しか描かれておらず、「肖像権侵害の恐れはない」との認識。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

最新トピックス

◆ 栽培漁業魚礁考案（出雲市 早川建設）

港湾工事、廃船運搬業の早川建設（出雲市奥宇賀町）は、アワビ育成の効果が期待され、メバルやタイなどの産卵場も備えた「多目的魚礁」を考案した。陸に近い水深25メートル前後の浅海を設置場所に想定しており、収益性の高い沿岸漁業の振興を狙い、自治体などへの売り込みを図る。

考案した魚礁は、土台となるブロックの側面に、人の手が入る程度の半円形の穴を開け、稚貝の育成場とする。潜水作業で稚貝を置いていくため、海上からの放流に比べ、親貝に育つ確率が高まる効果があるという。

◆ 特許庁 中国での出願が大幅に伸びる 米国に次ぎ2位

特許庁が公表した「06年版特許行政年次報告書」によると、日本人（企業）による中国での特許出願が大幅に伸びていることが分かった。同庁は「市場として魅力が増していることや中国で模倣品が作られ世界中に流通するのを防ぐ狙いがある」と分析している。

日本人による04年の中国への特許出願件数は前年比27%増の約2.5万件。国・地域別では03年から欧州を上回り、米国に次ぐ第2位になっている。意匠や商標の出願件数は首位で中国での知的財産権確保の需要が高まっていることがわかる。

◆ 中国 ウルトランマンの著作権めぐり裁判

「ウルトラマン」が中国で裁判沙汰になっている。タイの映画製作会社がウルトラマンキャラクターを創り、中国で売り出した。このため北京で「ウルトラマン著作権検討会」が開かれた。円谷プロダクション（東京都）は、タイの企業と中国側協力企業などを相手取り「盗作で著作権侵害」と訴えを起こしている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskward.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

最新トピックス

◆ 日立訴訟 元社員への発明対価 1億6千万円支払い確定

CDやDVDなど光ディスクの読み取り技術を発明した日立製作所の元社員が、職務上の発明に対する正当な対価の支払いを求めた訴訟の上告審判決があった。海外で登録した特許についても日本の特許法に基づいて対価が支払われるべきかどうかという争点について、最高裁第三小法廷（那須弘平裁判長）は「日本の特許法が適用される」との初判断を示し、日立の上告を棄却した。約1億6000万円の支払いを命じた二審・東京高裁判決が確定した。

◆ コクヨ 知的財産のライセンスビジネスを開始

コクヨは、グループ企業が保有している特許権・意匠権を他社にライセンス供与するライセンスビジネスを11月から開始すると発表した。コクヨグループが保有している特許権は約1200件、意匠権は2200件にのぼるが、それぞれ57%、34%が未利用の状態にある。こうした未利用の特許権などを中心に他社に有償で開放する。

◆ 松本零士氏 榎原敬之の歌詞に対して無断使用と指摘

「宇宙戦艦ヤマト」などで知られる漫画家松本零士さん（68）が、シンガー・ソングライター榎原敬之（37）作詞・作曲の曲「約束の場所」（歌・ケミストリー）の詞の一部が「銀河鉄道999」のセリフの無断使用と主張していることが分かった。訴訟などは考えてないが、榎原の謝罪を求めており、今後の双方の出方が注目される。

松本さんが無断使用と指摘したのは、歌詞の「夢は時間を裏切らない 時間も夢を決して裏切らない」というサビの部分。松本さんは、この詞が「銀河鉄道999」に使った「時間は夢を裏切らない、夢も時間を裏切ってはならない」と合致すると主張している。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

ノスクマード[®]知財ニュース

11

2006

最新トピックス

◆ 日米欧 特許相互承認を検討

「日米欧三極特許庁会合」が東京都内で開幕し、日本の特許庁は3者で特許を相互承認する制度を本格検討するよう提案した。3者で作業部会を設置し、来年から検討を開始する。1国で出願した特許が世界各国で効力を持つ「世界特許」への布石になるものと期待されているが、各国によって審査基準が異なる問題、また、「先願主義」と「先発明主義」との調整問題などが課題である。

◆ 発明対価280万円認める 大塚製薬元部長が逆転勝訴

大塚製薬徳島研究所の元部長が在職中の動脈硬化治療に関する発明の対価として、1億円の支払いを求めた訴訟の控訴審判決で、知財高裁は請求棄却の1審東京地裁判決を変更、同社に約280万円の支払いを命じた。特許存続期間の2012年までに大塚製薬が独占的に得られる利益を約1億1400万円、元部長の貢献度を2・5%として対価を算出した。

◆ 著作権法改正 海賊版もインターネット出品禁止

政府の知的財産戦略本部は、不正コピーした音楽CDや映画DVDなどいわゆる「海賊版」を、インターネットオークションに出品することを禁止する方針を固めた。現在は販売されなければ罰する規定がないため、2008年にも著作権法を改正して厳しく取り締まる方針。

偽ブランド品は、商標法や意匠法で広告が禁止されており、販売広告の一種とみなされるオークションに出品はできない。だが、海賊版を取り締まる著作権法には同様の規定がなく、出品された段階では摘発できない問題がある。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

ノスクマード[®]知財ニュース

12

2006

最新トピックス

◆ ICタグで書類管理 京都銀行と大日本印刷、システム共同開発

京都銀行は、管理情報が入ったICタグを使って書類を一元管理する「書類集中保管システム」を大日本印刷と共同開発した、と発表した。個人情報の漏えいを事前に防止できる新システムで今月中に試験運用を終え、2007年1月から本格稼働させる。

◆ Winny 裁判「判決にかかわらず著作物の無許諾アップロードは違法」JASRAC

ファイル交換ソフト「Winny」の開発者である金子勇氏に著作権法違反幫助の有罪判決が下されたことに関して、日本音楽著作権協会（JASRAC）は、「当事者ではないので、判決の妥当性については評価できない」としたうえで、「ファイル交換ソフトによって音楽著作物が侵害されていることは事実。今回の判決にかかわらず、ファイル交換ソフトを使って、権利者に無断で著作物をアップロードすることは違法であるということを、今後も利用者に注意喚起していきたい」と語った。

◆ 「ほっかほっか亭」のプレナス、商標使用料求め提訴

持ち帰り弁当「ほっかほっか亭」などを展開するプレナス（福岡市）は、関連会社・ほっかほっか亭総本部（東京）を相手取り、商標の使用料として9519万円を支払うよう求める訴訟を東京地裁に起こした。

プレナスによると、同社は総本部とフランチャイズ契約を結び、店舗運営のノウハウなどの提供を受け、九州や関東などで弁当店を展開。「ほっかほっか亭」の商標権も保有しており、総本部に商標の使用料を支払うよう求めている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)